

都営地下鉄駅構内 ワークブース設置者 公募要項

一般財団法人東京都営交通協力会では、都営地下鉄駅構内において、以下のとおりワークブースの設置予定者を募集します。

なお、この公募要項内において、ワークブース設置予定者は「設置者」、一般財団法人東京都営交通協力会は「協力会」、東京都交通局は「交通局」と記載します。

第1 公募の概要

1 設置場所

都営地下鉄駅構内…設置位置参考図面（別紙1）を参照してください。

- (1) 都営新宿線 「馬喰横山駅」地下1階改札外コンコース
- (2) 都営大江戸線 「麻布十番駅」地下4階改札外コンコース

設置位置参考図面（別紙1-1～2）に記載の寸法にご注意ください。

各種の許認可関係により設置位置を予定駅構内で調整または設置が不可能となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

2 募集機器

ワークブース

- (1) 形状・寸法（幅、奥行、高さ）については、別紙1-1～2のとおりとします。
- (2) 机、椅子、モニター、電源コンセント、ドレンレス型のエアコン、及び予約者のみ利用できる Wi-Fi を備えるものとします。
- (3) 扉は、通行の妨げとならないよう、外開きではない形状とします。
- (4) 常時施錠された状態を基本とし、利用者のみ開錠することでブースの入室及び退室ができる仕様とします。なお、停電時でも施錠された状態を維持し、利用者のみブース内から退室できる機能を有するものとします。
- (5) 営業時間外においても、防犯カメラや人感センサー等により遠隔から在室状況が確認できるものとします。
- (6) 建築基準法や消防法等関係法令を遵守し、安全性が高いものとします。
- (7) 十分な耐震性を有するものとします。
- (8) ブースの設置について、所管の消防署に確認し、指示があった場合は対応をするものとします。
- (9) ブースを接続する電源はコンセント一口で、AC 100V 15A 以下とします。
- (10) ブースの利用は、会員登録を条件とし、法人に限らず個人の利用が可能なものとします。
- (11) ブース内に、お客様からの問い合わせに対応できるサポートセンター等の連絡先を明示するものとします。

3 設置までの主なスケジュール

応募書類の受付	2025 年 11 月 28 日（金）必着
▼	
設置者の決定	2025 年 12 月中旬 採用・不採用については、応募者全員に文書で通知します。
▼	

設置図面作成 行政財産使用許可申請	2025 年 12 月頃 設置者が詳細図面を作成します。 協力会が交通局に対し行政財産使用許可申請手続きを行います。
▼	
道路占用許可申請 業務委託契約締結	2025 年 12 月以降 協力会が道路管理者に対し、道路占用許可申請手続きを行います。 協力会と設置者との間で業務委託契約を締結します。
▼	
設置工事	2026 年 1 月以降 設置者によりワークブース設置工事を行います。 ※日程は要調整

第 2 応募資格・条件

1 応募資格（応募者の条件）

以下の(1)～(7)を満たした者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続の開始がされている、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にない者であること。
- (3) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号から同条第 5 号に規定する者でないこと。
- (4) 国税（法人税）及び都税（法人事業税）の滞納がないこと。
- (5) 良質な商品及びサービスを安定して提供できる能力と実績を有する者であること。
- (6) 過去複数年にわたり、交通局若しくは他の鉄道事業者の地下駅構内または商業施設等不特定多数が利用する施設（地下を含むものとする。）において、ワークブースに関する業務を健全に運営している者であること。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのない者や、社会的信用を損なう行為をしていない者であること。

2 契約条件

(1) 契約方法

設置者と協力会との契約は、協力会が交通局から行政財産使用の許可を得て行うワークブースに関する業務を、専門的なノウハウを持てる立場で受託する形態となります。設置者決定後、協力会との間で『業務委託契約書』を締結します。

なお、設置者は、本場所における業務委託が借地借家法の適用を受けるものでないことを確認し、同法に基づく権利の主張又は意義を申し立てないものとします。

(2) 契約期間

初回契約期間は、2027 年 3 月 31 日までとします。ただし、初回契約期間中の契約解除は認めないものとします。また、初回契約期間終了後、運営状況等によっては、協力会の判断により契約更新を行わない場合があります。

3 費用負担

機器の設置及び運営に関して以下の費用を負担していただきます。

- (1) ワークブースの設置にかかる全ての費用（設置費（電源・配線工事費[下表参照]）、撤去の際の撤去費、移設の際の移設費、故障・破損・盗難・その他異常時における措置費等）

なお、電源・配線工事は、駅構内工事に精通した協力会が指定する業者にて施工して頂きます。

電源・配線工事概算額表

駅 名		工事概算額 (税込)
①	馬喰横山駅	0 円
②	麻布十番駅	0 円

(2) 営業料

下記第3の応募手続きの提案によりお支払いいただきます。

(3) 道路占用料

下表を参照してください。(条例等の改正により金額が変わる場合があります。)

支払開始時期は、道路占用許可開始日が属する月とし、初回は年度末までの占用料を一括払いでご負担いただきます。以後、年度ごとに占用料を協力会の請求に基づきご負担いただきます。

なお、契約を途中解除した場合は、残期間の道路占用料の返還は行わないものとします。

駅 名		管 理	道路占用料 (年額)
①	馬喰横山駅	中央区	142,100/㎡
②	麻布十番駅	都道一建	60,000/㎡

(4) 光熱費

消費電力に基づき算出した光熱費をご負担いただきます。

(5) その他費用

機器の設置に伴い、鉄道施設及び設備の新增設や支障物移設等の工事が発生する場合は、別途費用を負担していただくことがあります。

4 設置に係る条件等

(1) 構内供用時間

始発から終電まで

(2) 管理・運営責任

設置者は、設置者の責任において、ワークブースの維持管理、機器の保守修理、ワークブース周辺の整理整頓、お客様への利用案内、故障等に伴うお客様からの問い合わせや苦情等への迅速な対応、売上げの報告等の業務を行うこととします。また、営業時間中にお客様からの問い合わせに対応可能な電話及びメールによる受付体制及び24時間365日対応可能なコールセンターを整備することとします。

(4) 設置上の制限

ア 設置者は、設置するワークブースを受託業務以外の用に供することはできません。

イ 設置者は、ワークブース設置の権利を、第三者に転貸等の行為をすることはできません。

ウ 設置者は、本体に、第三者の広告を掲示することはできません。

エ 設置者は、ワークブースの設置スペース以外のスペースを使用することはできません。

(5) 清掃、メンテナンス、回収等

ア ワークブースの清掃・メンテナンス等は、駅の営業時間内(始発から終電まで)とします。

イ メンテナンス等に伴う駐車場は、設置者で用意するものとします。

(6) 原状回復

撤退時は設置スペースを原状に回復することを原則とし、その方法について設置者は、協力会及び交通局と協議することとします。

(7) 損害賠償については、以下のとおりとします。

ア 設置者は、財産の使用にあたり、協力会や交通局又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の

責任でその損害を賠償しなければならないこととします。

イ 駅構内において、停電・断水などの設備停止を伴うような工事や事故が発生し、設置者に損害が生じた場合、協力会及び交通局は一切の補償をしません。

ウ 各種の許認可関係など協力会及び交通局以外の第三者により、設置が不可能となった場合であつても、協力会及び交通局は、設置者に一切の補償をしません。

5 鉄道事業の優先

(1) 交通局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検、サービス向上のための工事、駅躯体の漏水補修工事、又はこれらに伴う停電・断水作業に設置者は協力することとします。

(※保守点検に伴う駅停電は、月1～2回程度あります。)

(2) 鉄道施設の改修及び維持のため、ワークブース設備を移設又は撤去する必要がある場合は、交通局及び協力会の指示に従ってください。

(3) 交通局の事業上、設置場所が必要となる場合は、協力会は設置者との業務委託契約を解除し、使用財産を交通局に返還します。

(4) 上記(1)、(2)及び(3)に伴い、設置者財産物の移設・撤去・復旧等が生じた場合でも、これに要する費用は設置者が負担することとします。

(5) 交通局及び管轄警察等からの依頼により、鉄道事業の安全を確保するため、ワークブース営業の中止をお願いする場合があります。この場合も一切の補償はいたしません。

第3 応募手続き

1 応募書類の受付

(1) 提出書類

設置を希望する箇所ごとに設置申込書(様式1～3)を提出してください。

また、別紙1－1～2に記載の形状・寸法にご注意ください。

(2) 応募書類の受付期間

2025年11月28日(金) 必着

(3) 応募書類の提出先

下記第5の応募書類郵送先に郵送してください。

※ 直接持参やFAX、メール等による応募書類の受付はいたしません。

※ 郵送物の送達確認は、下記第5の問い合わせ先にて電話で受け付けます。

※ 応募事業者書類の送達確認以外の内容は回答できませんのであらかじめ御了承ください。

2 提案内容

下記提案を含めた提出書類及び提出所用部数は、別紙2を参照してください。

(1) 営業料(歩合営業料及び固定営業料の提案)

ア) 歩合営業料

下表の率以上で、月額売上に対する歩率(%)を提案してください。

歩合営業料(税抜)	月額売上×歩率(0%以上)
-----------	---------------

イ) 固定営業料

下表の額以上で、固定営業料を提案してください。

固定営業料(税抜)	月額 20,000円以上/1台
-----------	-----------------

(2) 提案した営業料の算定根拠(売上見込額)

年間売上見込額 2026 年度(2026. 4～2027. 3)、2027 年度(2027. 4～2028. 3)、2028 年度(2028. 4～2029. 3)を提案してください。

注) 営業料算定の考え方

毎月の営業料は、「月の売上(税抜)×歩率+消費税」とします。ただし、月の売上が売上分界額を超えない場合は、「固定営業料(税抜)+消費税」とします。

(参考例)

売上分界額	提案固定営業料 20,000 円、提案歩率 10%の場合 20,000 円÷10%＝「200,000 円」となります。
御請求額	月の売上(税抜)が売上分界額に満たない場合 固定営業料「20,000 円+消費税」
	月の売上(税抜)が売上分界額を超える場合 「月の売上(税抜)×歩率+消費税」

詳しくは、様式2を参照してください。

(3) 設置予定機器について

機器の型式、寸法、機能の特徴等を記載してください。

(4) 維持管理体制について

故障・トラブル発生時のお客様への対応体制、操作方法についてのお客様への案内、機器のメンテナンスについての提案をしてください。

3 注意事項

- (1) 応募書類の提出にあたっては、期日を厳守してください。受付日以外のお客書類の受付はできません。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 応募にかかる一切の費用については、応募者の負担とします。
- (4) 協力会及び交通局は、公平で厳正な審査を確保するため、本審査にかかる問い合わせには一切応じません。

第4 設置者の決定

1 審査及び決定

- (1) 設置者の決定は、応募者から提案された内容について総合的に審査したうえで行います。
- (2) 応募者からの提案の内容について、必要に応じてヒアリング等を行います。

2 応募者への通知

採用・不採用については、応募者全員に文書で通知します。

3 設置者の決定を取り消す場合

以下の(1)～(4)の理由のいずれかに該当したとき。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかったとき。
- (2) 設置者の決定から業務委託契約の手続きの間に、設置者について資金事情の変化等によりワークブースによる業務の履行ができないとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為などを行なったとき。
- (4) 本要項における「応募資格」に抵触していることが判明したとき。

4 設置者決定後に設置者の意向により辞退した場合

辞退決定後、審査により決定した次点以下の者と協議します。

5 決定後の手続き

- (1) 設置者は決定後、速やかに設置に関する手続きを行うこととします。
- (2) 設置者は、協力会と業務委託契約を締結することとします。

第5 問い合わせ及び応募書類提出先

名 称 : 一般財団法人東京都営交通協力会 コマース本部 公募担当
所在地 : 江東区大島5-10-10 セントラルプラザ大島2階
連絡先 : 電話 03-5609-2337
FAX 03-5609-2591
Eメール merci_kobo@tkk.or.jp

以上